

長野県看護大学内部質保証に関する方針

1 内部質保証の基本的な考え方

長野県看護大学（以下「本学」という。）は、教育理念の実現に向け、教育研究活動等の質の向上と学生の学修成果の水準の向上を目的として、組織的に点検・評価・改善を行う内部質保証の体制を整備する。

本学は、教育・研究、学生支援、地域社会貢献、大学運営等について、定期的に自己点検・評価を実施する。

中期計画のビジョンや目標を達成するために、各教職員、学部、研究科委員会、各委員会・部会等、大学全体で継続的にPDCAサイクルを機能させ、各取組の点検・評価・改善を行う。

また、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成、実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）及びこの3つの方針に基づいた教育研究活動等について継続的にPDCAサイクルを機能させ、点検・評価・改善を行う。

全教職員が大学の構成員としての自覚と責任を持って、本学の教育研究活動等の質の向上や学生の学修成果の水準の向上に向けた取組を行い、点検・評価・改善を継続的に行う。

本学の内部質保証について社会に説明するため、自己点検・評価の結果等を公表する。

2 内部質保証に係る組織 別添「内部質保証体制図」参照

学長を本学の内部質保証の責任者とし、運営委員会を本学の内部質保証の推進に責任を持つ組織とする。

評価委員会は、本学組織の自己点検・評価を中心となって機能させ、教育研究活動等及び学生の学修成果等の情報収集・分析、課題検証を行う役割を担う。

3 内部質保証の取組

学長及び運営委員会は、本学組織における方針・目標設定、実施、自己点検・評価及び改善のPDCAサイクルが適切に機能し、教育研究活動等の質の向上及び学生の学修成果の水準の向上が図られているか、内部質保証を総括する。

学長は、運営委員会に指示を出し、大学の方針・目標設定を行う。（PLAN）

運営委員会の方針等に基づき、学部、研究科委員会、各委員会・部会、看護実践国際研究センター、図書館及び各教職員は、それぞれのPDCAサイクルを機能させて、教育研究活動等に取り組む。（DO）

評価委員会は、本学組織の自己点検・評価を実施し、教育研究活動等及び学生の学修成果等の情報収集・分析を行い、課題を検証し、学長及び運営委員会に報告する。（CHECK）

学長及び運営委員会は、点検・評価の報告を踏まえ、学部・研究科等の各組織に対し、改善すべき事項等課題への対応を指示する。（ACTION）

4 第三者による評価

本学の外部委員による長野県看護大学大学運営協議会や大学認証評価機関等による評価や助言等を受け、本学の自己点検・評価の適切性の確保及び内部質保証の推進を図る。

5 情報公開

本学の教育研究活動等についての理解促進を図るため、内部質保証に関する取組や成果等について、大学ホームページ等により情報公開を行う。

6 その他

本方針及び本方針に基づく内部質保証体制図は、「委員会活動等も含めた内部質保証の全体像」及び「委員会活動等も含めた内部質保証の全体像について」（2024.1）を見直し、改訂したものである。

なお、本学の教学マネジメントについては、本方針のほか「長野県看護大学における教学マネジメントに係る指針」及び「教学マネジメントにフォーカスした内部質保証の全体像」（2024.1）によるものとする。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。